

平成十四年国土交通省令第十七号

特定建設資材に係る分別解体等に関する省令

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成十二年法律第百四号)第十條第一項及び第二項並びに第十三條第一項及び第三項並びに建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令(平成十二年政令第四百九十五号)第六條第一項第二号及び第二項第二号の規定に基づき、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令を次のように定める。

(用語)

第一條 この省令において使用する用語は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(以下「法」という。)において使用する用語の例による。

(対象建設工事の届出)

第二條 法第十條第一項第六号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 商号、名称又は氏名及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
二 工事の名称及び場所
三 工事の種類の
四 工事の規模
五 請負契約によるか自ら施工するかの別
六 対象建設工事の元請業者の商号、名称又は氏名及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
七 対象建設工事の元請業者が建設業法(昭和二十四年法律第百号)第三條第一項の許可を受けた者である場合においては、次に掲げるもの
イ 当該許可をした行政庁の名称及び許可番号
ロ 当該元請業者が置く同法第二十六條に規定する主任技術者又は監理技術者の氏名
八 対象建設工事の元請業者が法第二十一條第一項の登録を受けた者である場合においては、次に掲げるもの
イ 当該登録をした行政庁の名称及び登録番号
ロ 当該元請業者が置く法第三十一條に規定する技術管理者の氏名
九 対象建設工事の元請業者から法第十二條第一項の規定による説明を受けた年月日
二 法第十條第一項の規定による届出は、別記様式第一号による届出書を提出して行うものとする。

3 前項の届出書には、対象建設工事に係る建築物等の設計図又は現状を示す明瞭な写真を添付しなければならない。

(対象建設工事の届出に係る事項の説明等に係る情報通信の技術を利用する方法)
第三條 法第十二條第二項の主務省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの
イ 建設業を営む者の使用に係る電子計算機に建設業を営む者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて対象建設工事を発注しようとする者の閲覧に供し、対象建設工事を発注しようとする者の使用に係る電子計算機に備えられた当該対象建設工事を発注しようとする者の受信者ファイルに当該記載事項を記録する方法
ハ 建設業を営む者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて対象建設工事を発注しようとする者の閲覧に供する方法
二 電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの)に係る記録媒体をいう。第五條第一項第二号、第八條第一項第二号及び第十條第一項第二号において同じ。)をもつて調製するファイルにおいて同じ。)をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法
ロ 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
一 対象建設工事を発注しようとする者が受信者ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。
二 前項第一号に掲げる方法にあつては、記載事項を建設業を営む者の使用に係る電子計

算機に備えられたファイルに記録する旨又は記録した旨を対象建設工事を発注しようとする者に対し通知するものであること。ただし、対象建設工事を発注しようとする者が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りではない。

三 前項第一号ハに掲げる方法にあつては、記載事項を建設業を営む者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録する旨又は記録した旨を対象建設工事を発注しようとする者に対し通知するものであること。ただし、対象建設工事を発注しようとする者が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

- 第四條 令第三條第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。
一 前條第一項各号に規定する方法のうち建設業を営む者が使用するもの
二 ファイルへの記録の方式
(対象建設工事の届出に係る事項の説明等に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得)
第五條 令第三條第一項の主務省令で定める方法は、次に掲げるものとする。
一 電子情報処理組織を使用する方法のうち、イ又はロに掲げるもの
イ 対象建設工事を発注しようとする者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて建設業を営む者の使用に係る電子計算機に令第三條第一項の承諾又は同條第二項の申出(以下この項において「承諾等」という。)をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
ロ 建設業を営む者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前條に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて対象建設工事を発注しようとする者の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法
二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法
ロ 前項各号に掲げる方法は、建設業を営む者がファイルへの記録を出力することにより書面を

作成することができるものでなければならない。(変更の届出)

第六條 法第十條第二項の主務省令で定める事項は、法第十條第一項第二号から第五号までに規定する事項並びに前條第一項第一号及び第四号から第九号までに規定する事項とする。

- 2 法第十條第二項の規定による届出は、別記様式第二号による届出書を提出して行うものとする。
(対象建設工事の請負契約に係る書面の記載事項)
第七條 法第十三條第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。
一 分別解体等の方法
二 解体工事に要する費用
三 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
四 再資源化等に要する費用
(対象建設工事の請負契約に係る情報通信の技術を利用する方法)
第八條 法第十三條第三項の主務省令で定める措置は、次に掲げるものとする。
一 電子情報処理組織を使用する措置のうち次に掲げるもの
イ 対象建設工事の請負契約(当該対象建設工事の全部又は一部について下請契約が締結されている場合における各下請契約を含む。以下この条において同じ。)の当事者の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と当該契約の相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者ファイル(専ら当該契約の相手方の用に供されるファイル)をいう。以下この条において同じ。)に記録する措置
ロ 対象建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された同條第一項に規定する事項又は請負契約の内容で同項に規定する事項に該当するものの変更の内容(以下「契約事項等」という。)を電気通信回線を通じて当該契約の相手方の閲覧に供し、当該契約の相手方の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに当該契約事項等を記録する措置

ハ 対象建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録された契約事項等を電気通信回線を通じて当該契約の相手方の閲覧に供する措置

二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに契約事項等を記録したものを交付する措置
前項各号に掲げる措置は、次に掲げる技術的基準に適合するものでなければならない。

一 当該契約の相手方がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができ
るものであること。
二 ファイルに記録された契約事項等につい
て、改変が行われていないかどうかを確認す
ることができ措置を講じていること。

三 当該契約の相手方が本人であることを確認
することができる措置を講じていること。
四 前項各号に掲げる措置は、次に掲げる基準
に適合するものでなければならない。

一 第一項第一号に掲げる措置にあつては、
契約事項等を対象建設工事の請負契約の当事
者の使用に係る電子計算機に備えられたファ
イルに記録する旨又は記録した旨を当該契約
の相手方に対し通知するものであること。た
だし、当該契約の相手方が当該契約事項等を
閲覧していたことを確認したときはこの限り
ではない。

二 第一項第一号ハに掲げる措置にあつては、
契約事項等を対象建設工事の請負契約の当事
者の使用に係る電子計算機に備えられた受信
者ファイルに記録する旨又は記録した旨を当
該契約の相手方に対し通知するものであるこ
と。ただし、当該契約の相手方が当該契約事
項等を閲覧していたことを確認したときはこ
の限りでない。

4 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、
対象建設工事の請負契約の当事者の使用に係
る電子計算機と、当該契約の相手方の使用に係
る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情
報処理組織をいう。
(対象建設工事の請負契約に係る電磁的方法の
種類及び内容)

第九條 建設工事に係る資材の再資源化等に關す
る法律施行令(以下「令」という。)第四條第
一項の規定により示すべき措置の種類及び内容
は、次に掲げる事項とする。
一 前条第一項各号に規定する措置のうち対象
建設工事の請負契約の当事者が講じるもの

二 ファイルへの記録の方式
(対象建設工事の請負契約に係る情報通信の技
術を利用した承諾の取得)
第十條 令第四條第一項の主務省令で定める方法
は、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ
又はロに掲げるもの
イ 対象建設工事の請負契約の相手方の使用
に係る電子計算機から電気通信回線を通じ
て対象建設工事の請負契約の当事者の使用
に係る電子計算機に令第五條の第一項の
承諾又は同条第二項の申出(以下この項に
おいて「承諾等」という。)をする旨を送
信し、当該電子計算機に備えられたファイ
ルに記録する方法

ロ 対象建設工事の請負契約の当事者の使用
に係る電子計算機に備えられたファイルに
記録された前条に規定する電磁的方法の種
類及び内容を電気通信回線を通じて当該契
約の相手方の閲覧に供し、当該電子計算機
に備えられたファイルに承諾等をする旨を
記録する方法
二 電磁的記録媒体をもって調製するファイ
ルに承諾等をする旨を記録したものを交付す
る方法

2 前項各号に掲げる方法は、対象建設工事の請
負契約の当事者がファイルへの記録を出力す
ることにより書面を作成することができるも
のでなければならない。

3 前項第一号の「電子情報処理組織」とは、対
象建設工事の請負契約の当事者の使用に係
る電子計算機と、当該契約の相手方の使用に係
る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報
処理組織をいう。
(報告の徴収に関する事項)

第十一條 令第七條第二項第二号の主務省令で定
める事項及び同条第二項第二号の主務省令で定
める事項は、法第十三條第一項及び第二項の規
定により交付した書面又は同条第三項の規定に
より講じた措置に関する事項その他別解体等
に関し都道府県知事が必要と認める事項とす
る。

附 則
この省令は、法附則第一条第二号に掲げる規
定の施行の日(平成十四年五月三十日)から施
行する。

附 則
この省令は、法附則第一条第二号に掲げる規
定の施行の日(平成十四年五月三十日)から施
行する。
附 則 (平成二十二年二月九日国土交通省
令第三号)

(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十二年四月一日から
施行する。
(経過措置)
第二条 この省令による改正前の特定建設資材に
係る分別解体等に関する省令別記様式第一号に
よる届出書の記載事項に変更があった場合にお
けるこの省令による改正後の特定建設資材に係
る分別解体等に関する省令第三條第二項の規定
による届出書の様式については、なお従前の例
による。

附 則 (令和元年五月七日国土交通省令
第一号)
この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (令和二年二月二三日国土交通
省令第九号)
(施行期日)
1 この省令は、令和三年一月一日から施行す
る。
(経過措置)
2 この省令の施行の際現にあるこの省令による
改正前の様式による用紙は、当分の間、これ
を取り繕って使用することができる。

附 則 (令和三年二月三日国土交通省令
第四号)
(施行期日)
第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行
する。
(経過措置)
第二条 この省令の施行前に特定建設資材に係る
分別解体等に関する省令(以下「省令」とい
う。)第二条第二項の規定による届出を行った
者が省令第三条第二項の規定による届出を行う
場合に提出する届出書の様式については、改正
後の省令別記様式第二号の様式にかかわらず、
なお従前の例による。

附 則 (令和三年八月三一日国土交通省
令第五号) 抄
(施行期日)
1 この省令は、令和三年九月一日から施行す
る。

附 則 (令和五年二月二八日国土交通
省令第九号)
この省令は、公布の日から施行する。
(様式第一号)

この省令は、公布の日から施行する。
(様式第一号)

(様式第二号) 特定建設資材に係る分別解体等に関する届出書の様式。表形式で、項目名、内容、備考が記載されている。項目には「1. 事業者の名称」、「2. 特定建設資材の名称」、「3. 届出書の提出場所」などがある。

この省令は、公布の日から施行する。
(様式第一号)

表 12

図解: 図解の欄に「1」を付すこと。

表 12-1 図解の欄に「1」を付すこと。

種別	名称	用途	構造	材質	仕様	単位	数量	単価	金額
表 12-1	1. 図解の欄に「1」を付すこと。	基礎コンクリート	基礎	コンクリート	1. 基礎コンクリート 2. 基礎コンクリート 3. 基礎コンクリート	m ³	10.0	1200	12000
		基礎鉄筋	基礎	鉄筋	1. 基礎鉄筋 2. 基礎鉄筋 3. 基礎鉄筋	t	5.0	10000	50000
		基礎土留	基礎	土留	1. 基礎土留 2. 基礎土留 3. 基礎土留	m ²	10.0	1500	15000
		基礎掘削	基礎	掘削	1. 基礎掘削 2. 基礎掘削 3. 基礎掘削	m ³	10.0	1000	10000
		基礎養生	基礎	養生	1. 基礎養生 2. 基礎養生 3. 基礎養生	m ²	10.0	800	8000
		基礎配管	基礎	配管	1. 基礎配管 2. 基礎配管 3. 基礎配管	m	10.0	1000	10000
		基礎防水	基礎	防水	1. 基礎防水 2. 基礎防水 3. 基礎防水	m ²	10.0	1000	10000
		基礎塗装	基礎	塗装	1. 基礎塗装 2. 基礎塗装 3. 基礎塗装	m ²	10.0	800	8000
		基礎清掃	基礎	清掃	1. 基礎清掃 2. 基礎清掃 3. 基礎清掃	m ²	10.0	500	5000
		基礎撤去	基礎	撤去	1. 基礎撤去 2. 基礎撤去 3. 基礎撤去	m ²	10.0	1000	10000
		基礎運出	基礎	運出	1. 基礎運出 2. 基礎運出 3. 基礎運出	m ³	10.0	1000	10000
		基礎埋戻	基礎	埋戻	1. 基礎埋戻 2. 基礎埋戻 3. 基礎埋戻	m ³	10.0	1000	10000

表 12

図解: 図解の欄に「1」を付すこと。

表 12-1 図解の欄に「1」を付すこと。

種別	名称	用途	構造	材質	仕様	単位	数量	単価	金額
表 12-1	1. 図解の欄に「1」を付すこと。	基礎コンクリート	基礎	コンクリート	1. 基礎コンクリート 2. 基礎コンクリート 3. 基礎コンクリート	m ³	10.0	1200	12000
		基礎鉄筋	基礎	鉄筋	1. 基礎鉄筋 2. 基礎鉄筋 3. 基礎鉄筋	t	5.0	10000	50000
		基礎土留	基礎	土留	1. 基礎土留 2. 基礎土留 3. 基礎土留	m ²	10.0	1500	15000
		基礎掘削	基礎	掘削	1. 基礎掘削 2. 基礎掘削 3. 基礎掘削	m ³	10.0	1000	10000
		基礎養生	基礎	養生	1. 基礎養生 2. 基礎養生 3. 基礎養生	m ²	10.0	800	8000
		基礎配管	基礎	配管	1. 基礎配管 2. 基礎配管 3. 基礎配管	m	10.0	1000	10000
		基礎防水	基礎	防水	1. 基礎防水 2. 基礎防水 3. 基礎防水	m ²	10.0	1000	10000
		基礎塗装	基礎	塗装	1. 基礎塗装 2. 基礎塗装 3. 基礎塗装	m ²	10.0	800	8000
		基礎清掃	基礎	清掃	1. 基礎清掃 2. 基礎清掃 3. 基礎清掃	m ²	10.0	500	5000
		基礎撤去	基礎	撤去	1. 基礎撤去 2. 基礎撤去 3. 基礎撤去	m ²	10.0	1000	10000
		基礎運出	基礎	運出	1. 基礎運出 2. 基礎運出 3. 基礎運出	m ³	10.0	1000	10000
		基礎埋戻	基礎	埋戻	1. 基礎埋戻 2. 基礎埋戻 3. 基礎埋戻	m ³	10.0	1000	10000

表 12

図解: 図解の欄に「1」を付すこと。

表 12-1 図解の欄に「1」を付すこと。

種別	名称	用途	構造	材質	仕様	単位	数量	単価	金額
表 12-1	1. 図解の欄に「1」を付すこと。	基礎コンクリート	基礎	コンクリート	1. 基礎コンクリート 2. 基礎コンクリート 3. 基礎コンクリート	m ³	10.0	1200	12000
		基礎鉄筋	基礎	鉄筋	1. 基礎鉄筋 2. 基礎鉄筋 3. 基礎鉄筋	t	5.0	10000	50000
		基礎土留	基礎	土留	1. 基礎土留 2. 基礎土留 3. 基礎土留	m ²	10.0	1500	15000
		基礎掘削	基礎	掘削	1. 基礎掘削 2. 基礎掘削 3. 基礎掘削	m ³	10.0	1000	10000
		基礎養生	基礎	養生	1. 基礎養生 2. 基礎養生 3. 基礎養生	m ²	10.0	800	8000
		基礎配管	基礎	配管	1. 基礎配管 2. 基礎配管 3. 基礎配管	m	10.0	1000	10000
		基礎防水	基礎	防水	1. 基礎防水 2. 基礎防水 3. 基礎防水	m ²	10.0	1000	10000
		基礎塗装	基礎	塗装	1. 基礎塗装 2. 基礎塗装 3. 基礎塗装	m ²	10.0	800	8000
		基礎清掃	基礎	清掃	1. 基礎清掃 2. 基礎清掃 3. 基礎清掃	m ²	10.0	500	5000
		基礎撤去	基礎	撤去	1. 基礎撤去 2. 基礎撤去 3. 基礎撤去	m ²	10.0	1000	10000
		基礎運出	基礎	運出	1. 基礎運出 2. 基礎運出 3. 基礎運出	m ³	10.0	1000	10000
		基礎埋戻	基礎	埋戻	1. 基礎埋戻 2. 基礎埋戻 3. 基礎埋戻	m ³	10.0	1000	10000